

産育休の現状について

戸田市教育委員会
学務課

やさしいまちに、なりたい。

戸田市立学校教職員の産育休取得状況

		小学校		中学校	
		人　数	平均年齢	人　数	平均年齢
令和４年	産育休数	２８人	３３．４歳	１１人	３２．５歳
	教員数	４３３人	３８．７歳	２１２人	３７．７歳
令和５年	産育休数	３４人（1）※	３４．６歳	１１人（1）※	３３．７歳
	教員数	４３５人	３９．０歳	２１９人	３７．７歳
令和６年	産育休数	３７人（1）※	３４．５歳	１９人	３３．９歳
	教員数	４３９人	３９．１歳	２２８人	３７．３歳

○各年度５月20日を基準
（産休取得<u>見込者含む</u>）

※（　　）内は男性の育児休業取得者数



やさしいまちに、なりたい。

出産・育児への支援制度

出産休暇（規則第１２条第１項第１号）

○出産予定日の６週間前（多胎妊娠の場合は１４週間前）
から産後８週間までの期間の特別休暇。
○産前・産後の期間に２週間の範囲内の期間を加算することができる。
その際、産前・産後に分割して加算することも可能。

妊娠障害休暇（規則第１２条第１項第４号）

○妊娠中の学校職員が妊娠に起因するつわり等の障害のため、勤務することが著しく困難な場合に、１４日の範囲内で取得可能。
○産前休暇又は加算休暇に連続して承認を受ける場合等は、週休日等をこの休暇の期間に含める。（その場合、代員の配置が可能となる）

その他の出産に関する主な休暇

○**通院休暇**（規則第１２条第１項第２号）
・妊娠に関し保健指導または健康診査を受ける場合の休暇。
○**通勤緩和休暇**（規則第１２条第１項第３号）
・混雑する交通機関を利用して通勤する場合、1日１時間以内取得可能な休暇。
○**出産補助休暇**（規則第１２条第１項第１９号）
・妻の出産に係る入院等の日から、出産後２週間を経過するまでに３日取得可能な休暇。

出産・育児への支援制度

育児休業（育休法第２条職員の育児休業等に関する条例第２条～第4条）

◯子供が３歳に達する日までの間、取得可能な休業。

- 原則２回まで取得できる。
- 育児休業は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、１回に限り延長を申請可能。
  ▶期間としては、４期間取得することが可能。

- 男性の育児休業（通称：産後パパ育休）は、妻の産後休暇期間からの取得が可能となっている。　（＝出産日から）
- 夫婦で取得も可能。
- 無給となる。
  ▶原則１年間は共済組合から給付金あり。最大２年間給付される。

出産・育児への支援制度

育児短時間勤務（条例第３条第２項）

○小学校就学前の子供を養育する教職員は、希望する以下の勤務形態で勤務することが可能。

①週２４時間３５分勤務	４時間５５分×５日
②週２３時間１５分勤務	７時間４５分×３日
③週１９時間３５分勤務	３時間５５分×５日
④週１９時間２５分勤務	７時間４５分×２日 と ３時間５５分×１日

部分休業（育休法第１９条　職員の育児休業に関する条例第３０条～第３３条）

○小学校就学前の子供を養育する場合、始業又は就終業の時刻に連続して、
１日２時間の範囲内で３０分単位で勤務しないことができる。
▶勤務しない時間の給与額が減額される。

その他の育児に関する主な休暇

○**育児休暇**（規則第１２条第１項第５号）
・１歳６ヶ月（市教委が承認すれば２歳まで）の子を育てる場合、１日２回以内、１日を通じ９０分以内で取得可能な休暇。

○**男性職員の育児参加のための休暇**（規則第１２条第１項第２０号）
・出産予定日６週間（多胎妊娠は１４週間）前から出産後１年を経過するまでの期間に、小学校就学までの子を養育する場合、５日間の範囲で取得可能な休暇。

出産・育児への支援制度

◆育児・介護の支援ガイドブック（令和６年６月改訂版）



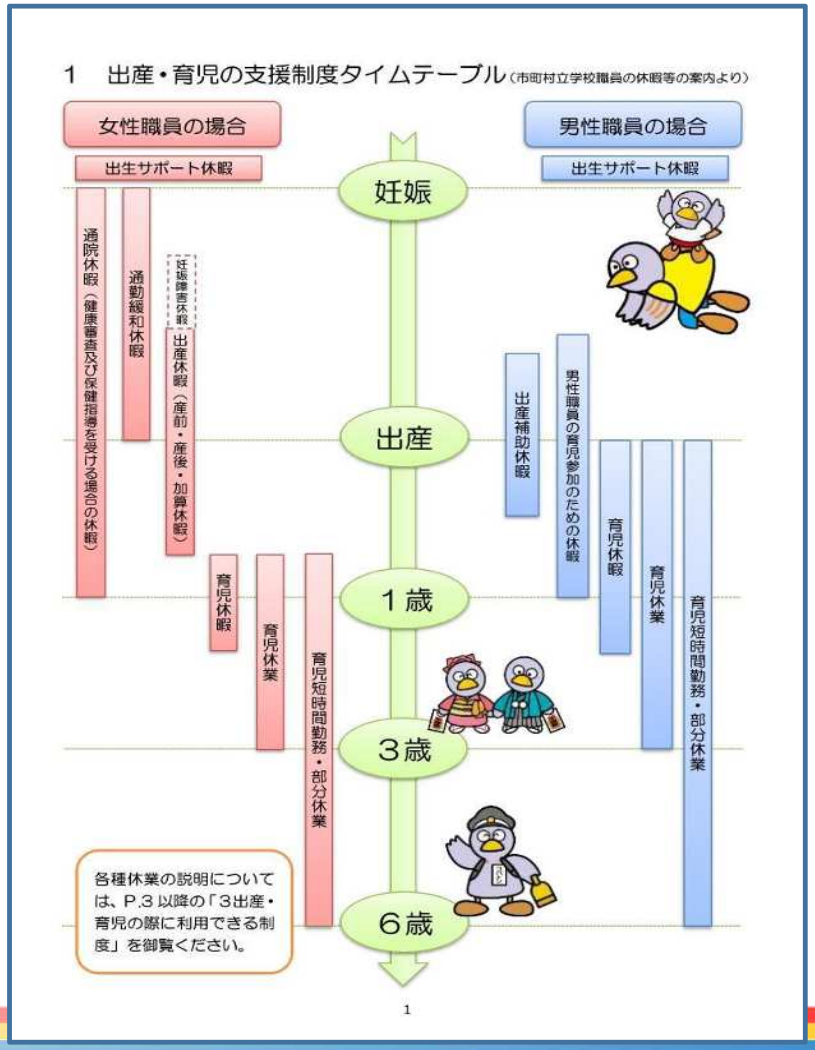

○支援制度がまとめられている。

○出産・育児の支援制度については、タイムテーブルが示されている。

○全職員に配付するように通知。

○事務部会でも周知し、活用を依頼。

出産・育児への支援制度

◎出産・育児への支援制度は充実

↓

一方で課題も、、、

○教員の業務は、事務とは違い、時間や時期の調整が難しい。

○週３／５や午前中のみの勤務等で担任を行うことについて、保護者や社会的な理解を得られるかどうか。

○年度の途中で代員で入る臨時的任用教員に対する研修がない。（着任当日から授業や担任業務）

○臨時的任用教員の場合、新卒の年度当初からであっても、本務者の初任者のように、指導教員や初任者研修の制度がない。

○現行の定数ではこれらを補うだけの数は配置されていない。

産休育休代替者（臨時的任用教職員）の確保に向けて



○教育の魅力を伝える教職員向けリーフレット

- 経験人事対象教職員、臨時的任用教職員等を対象とし、南部管内１３市町の教育の魅力発信のために作成
- 特色ある教育、学校に関わる市職員、ICT環境、働き方改革等について説明
- 今後、南部教育事務所HPで掲載予定

産休育休代替者（臨時的任用教職員）の確保に向けて

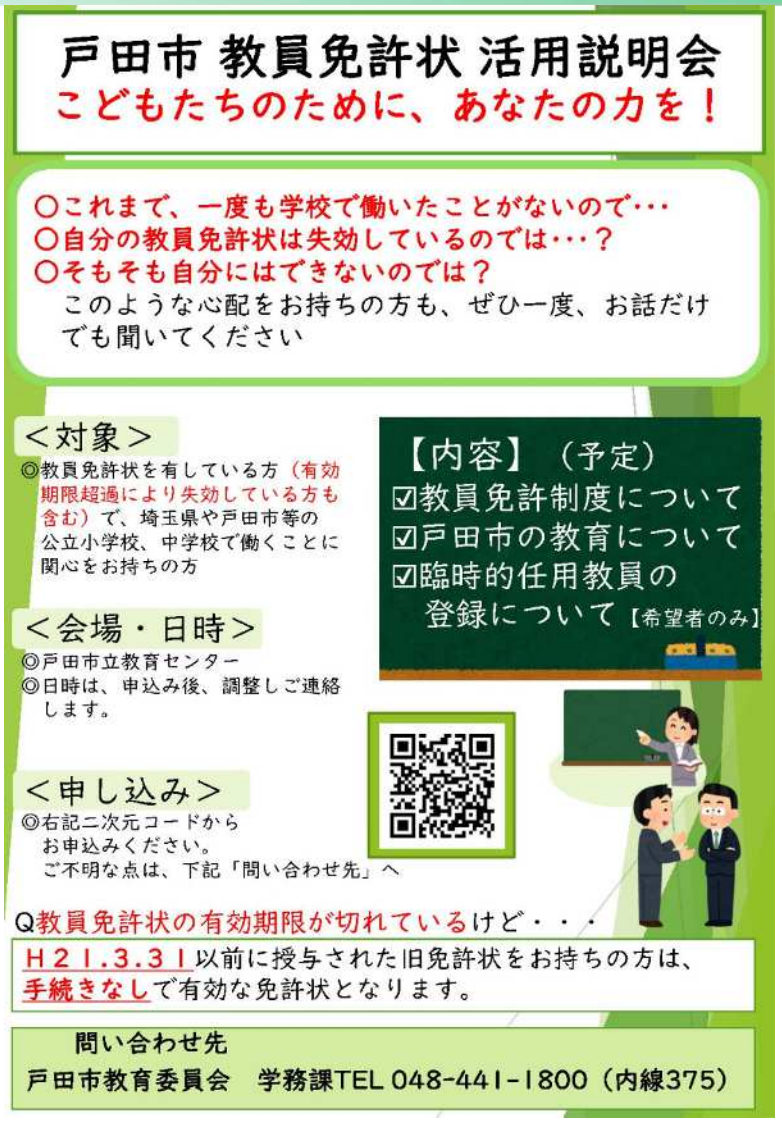

○戸田市免許状活用説明会

- 戸田市広報、HP、Facebook等で周知
- 市内小中学校に通う児童生徒の保護者も対象し、説明会には計90名が参加
- 昨年度から（現在も）小学校の非常勤講師（妊娠体育代替、小１問題対応非常勤講師）として任用しているケースもある。

産休育休代替者（臨時的任用教職員）の確保に向けて

彩の国 埼玉県

埼玉県教育委員会

ペーパーティーチャーセミナー

無料

教員免許状はあるけど… 教職未経験の方・教職を離れている方

あなたにもきっとできます！ お待ちしています！



県内4地区で計8回実施します！

地区	会場	日程
南部	RaiBoC Hall（さいたま市民会館おおみや）	9/28(土)
	浦和合同庁舎	10/28(月)
西部	ウェスタ川越	10/29(火)、12/7(土)
東部	春日部地方庁舎	10/9(水)、11/30(土)
北部	熊谷地方庁舎	10/5(土)、11/21(木)

※ 詳細については裏面をご覧ください。

教員ってどんな仕事をするのだろう… 授業できるかな… お休みは取れるの？ お給料はどれくらい？ 担任は必ずやるの？

▶ その疑問 ペーパーティーチャーセミナーで解決します！

申込はこちら

ペーパーティーチャーセミナーとは…

教員免許はあるものの、全く教職経験のない方や教職経験はあるものの様々な理由で教職を離れている方に説明・相談会等を行います。

対象者

・教員普通免許状を有している方（有効期限超過により失効している方も含みます）
・県内の公立学校（さいたま市立学校を除く）の勤務を希望する方

日時・場所

※第4回以外は午後1時30分～午後4時30分です。

【第1回】 令和6年 9月28日(土) RaiBoC Hall(6階集会室1)
【第2回】 令和6年10月 5日(土) 熊谷地方庁舎(4階大会議室)
【第3回】 令和6年10月 9日(水) 春日部地方庁舎(3階大会議室)
【第4回】 令和6年10月28日(月) 浦和合同庁舎(5階講堂) ※午前9時00分～正午
【第5回】 令和6年10月29日(火) ウェスタ川越(4階大会議室)
【第6回】 令和6年11月21日(木) 熊谷地方庁舎(4階大会議室)
【第7回】 令和6年11月30日(土) 春日部地方庁舎(3階大会議室)
【第8回】 令和6年12月 7日(土) ウェスタ川越(4階大会議室)

≪各会場について≫
・RaiBoC Hall（さいたま市民会館おおみや）……さいたま市大宮区大門町2丁目118
・浦和合同庁舎……さいたま市浦和区北浦和5丁目6-5
・ウェスタ川越……川越市新宿町1丁目17-17
・熊谷地方庁舎……熊谷市末広3丁目9-1
・春日部地方庁舎……春日部市中央3丁目11-8

内容

※8回とも内容は同じです。
・セミナーⅠ 教員として任用されるまで
・セミナーⅡ 待遇・福利厚生について
・セミナーⅢ 最近の教育事情・学校の様子について
・相談・登録会（模擬授業体験ブースやICT機器体験ブース等）

申込について

実施日の1週間前までに二次元コードから応募フォームへアクセスをし、必要事項をご入力いただき、お申し込みください。

お問合せ

【小・中学校を希望される方】
県教育局 小中学校人事課 048-830-6937 FAX 048-830-4966
【県立高校・特別支援学校を希望される方】
県教育局 県立学校人事課 048-830-6738 FAX 048-830-4958

やさしいまちに、なりたい。

戸田市独自の取組

○Teach For Japanとの連携

・民間等の経験があり、教育への情熱・成長意欲を兼ね備えた人材（フェロー）を現場に派遣する団体
・H28より派遣が開始され、現在も市内小学校で担任として活躍中

○大学との連携による教員養成課程の充実

・Ｒ３より共栄大学と連携協定を結び、教員養成の充実等に向け、実践的な研究を行っている。
教師を目指す学生をインターンとして学校に派遣もしている。

○次世代教員養成プログラム（TEST）

・教師志望の大学生をインターンとして学校へ派遣。教育実習とは異なり、自分の課題を持って、活動に参加させ、教師としての資質を磨いていく。